

誰が『尊王論』を書いたのか？

平 山 洋

はじめに

福沢諭吉の署名著作に『尊王論』というものがある。彼が所有していた新聞『時事新報』の社説欄に、1888(明治21)年9月26日から10月6日にかけて9日間連載(9月30日は休刊日・10月5日は休載)された後、同年10月に東京神田の出版社である集成社より単行本として刊行された。

従来までの研究史では、この『尊王論』は、おおむね次の2つの評価のいずれかが下されてきた。すなわちその第1は、<6年前の『帝室論』において、天皇を政治社外に置くことでその政治利用を排除する、という立憲君主制度の確立のために不可欠な提言をした福沢が、今度は天皇と国民の関係はどうあるべきかについて、国民の心性という曖昧ではあるが重要な側面から、一步踏み込んだ発言をした>、という肯定的評価である。そして第2は、<『学問のすすめ』で楠公権助論を展開した福沢ではあったが、明治20年代にいたって、天皇を重視し国民の尊王心を統治に役立てようとする、ときの明治政府により近い反動的立場へと転向した>、という否定的評価である。

拙著『福沢諭吉の真実』(2004年8月・文藝春秋社刊)でも指摘したように、福沢研究は常にイデオロギー的色彩を帯びている。すなわち、「福沢は市民的自由主義者であるとする、慶応義塾の出身者と丸山真男率いる東京大学法学部出身者たちを主力とする研究者たちは、石河の仕事を尊重しつつ、福沢には侵略的側面もあったかもしれないが、それを思想の核と見なすべきではなく、彼の真の目的は個人の自由と経済の発展にあった、という形で福沢を弁護し、一方東京大学文学部とその他の大学の文学部・教育学部出身者を主な構成メンバーとする研究者たちは、石河の主張を積極的に受け入れて、侵略的絶対主義者としての福沢を批判していたのであった」(232頁)、ということがある。

この『尊王論』については、市民的自由主義者としての福沢を高く評価する研究者

たちが第1の立場をとり、侵略的絶対主義者としての福沢を批判する研究者たちが第2の立場をとっていることは、言うまでもない。両者は互いに相手方の見解に触れることもなく、別々の媒体で自らの主張を繰り返すばかりだったので、『尊王論』をどう評価するかについての論争も提起されず、したがってその理解が深まることもなかった。

本稿は、『尊王論』について、福沢の思想における新たな位置づけを行うものである。ただ、本論に入る前に、本稿執筆の動機として、拙著『福沢諭吉の真実』の『尊王論』に触れた部分に、思わぬ反響があったことについて、最初に述べたい。続いて本論では、まず第1にその内容を要約する。それというのも、『尊王論』はタイトルほどには中身が知られているとは言い難いからである。また第2に、それを理解する手がかりとして、福沢の書簡を利用しつつ、当時の時事新報社が置かれた状況について整理する。推測するに、それが『尊王論』出版に大きな影響を与えているのである。さらに第3に、『尊王論』の真の執筆者とその出版にいたる経緯を推定したうえで、この論説のもつ意味について述べる。

そこでこの論文を書くことになったいきさつについて、いささか弁明したいことがある。

1 『福沢諭吉の真実』の記述への意外な反響

拙著『福沢諭吉の真実』での『尊王論』への言及は次の2ヶ所である。第1の言及は、83頁5行目から12行目までである。

さらに、ややわき道にそれるが、井田メソッドに基づいて明治版所収論説の起筆者を判定したところ、明治版の段階ですでに社説記者が下書きを担当したものがあることが明らかとなった。それは八八年一〇月刊の『尊王論』である。なぜこの論説が福沢の真筆でないと考えられるかということ、それ以前の文章では使用が確認できない「臣民」が、本文第一行目で躊躇なく使われているからである。福沢はこうした場合「国民」か「国人」、または「人民」を用いる。さらに「天下万民」「日本人固有の性」という語彙から、クーデタ騒動の渦中に刊行されたこの『尊王論』の真の起草者は石河幹明であると判明した。福沢は石河の持ち込み原稿を添削し、自らの名前で出版したらしい。おそらく石河を懐柔するためであろう。

誰が『尊王論』を書いたのか？

そして第2の言及は、152頁1行目から3行目までである。

福沢名義の天皇論には真筆の『帝室論』(八二・五)と、石河が起筆して福沢が手を入れた『尊王論』(八八・一〇)の二編があるが、いずれも国民統合のシンボルとしての天皇を尊重しつつ実際の政治は政府当局者が行うべきだ、という論調でまとめられている。

拙著で『尊王論』に触れているのはこの2ヶ所だけであるが、とくに物議を醸すとも何とも思っていなかったこの記述が意外な反響を呼んでしまったことに、正直言って戸惑いを覚えた。私としては、本を書くに当たって作成した判定表と照らし合わせてみて、<それは石河執筆と見なせる>、からそう書いたに過ぎないのだが、「はじめに」で触れた福沢にたいして批判的立場をとる人々は、そうは受け取らなかったようだ。つまり、<『尊王論』の執筆者が福沢ではない>、と述べるのが、私の立論にとって好都合である、と解釈したわけである。

言わずもがなのことではあるが、私のように福沢を市民的自由主義者と見なす立場によっても、『尊王論』を書くこと自体は、何ら本来の主張を変更することにはならない。福沢が目指していたのは英国型立憲君主制であったのだから、君主と国民の関係をテーマとする著作が書かれるのはむしろ当然のことなのである。また、『尊王論』が署名著作として出版された以上、それが福沢の思想であることについて、私は完全に認めている。要するに福沢立案石河執筆のカテゴリーⅡだと言っているだけである。

さて、拙著の『尊王論』をめぐる記述について、最初に注目したのは米原謙であった。ネット上の書評であるが、その全文を引用する。

目下、話題の一書。何人かの人から批評を聞いて出張の飛行機のなかで読んだ。

主題は『福沢諭吉全集』(岩波書店)に収録された『時事新報』の論説に、福沢執筆ではない論文が多数収録されていることを論証すること。福沢門下の石河幹明が自己顕示と名誉欲から、意図的に自己の執筆したものを混入させたとされている。

『時事新報』に福沢執筆ではないものが含まれているのは、文体などから判断して間違いのない事実だと思うが、本書では、下手な推理小説のように、善人と悪人が腑分けされている。本書の背景には、安川寿之輔『福沢諭吉のアジア認識』(高文研、2000年)にもとづく平山と安川の論争がある。安川は自著で『時事新報』論説などを

中心に、福沢のアジア蔑視を徹底して糾弾した。平山の主張は、安川が論拠にした論説は福沢が執筆したものではないと批判することである。安川の本は、福沢の思想をアジア蔑視という道德論に解消したもので、思想論としては取るに足りない。本書は安川の本と好一対で、比喩を使えば、真っ黒いカンバスを真っ白に塗り替えたもの。薄っぺらい福沢像を提出した点では、安川に劣らない。

福沢諭吉の著書には、「福沢諭吉立案、****筆記」と表紙に記されたものがたくさんある。たとえば『尊王論』は「福沢諭吉立案、石川半次郎筆記」である。平山は「クーデタ騒動の渦中（何のこと？）に刊行されたこの『尊王論』の真の起草者は石河幹明であると判明した」と述べているが、「臣民」という語を使っていることなどを根拠に、福沢の著作リストから都合の悪い書物を削除する（？）のではなく、たとえば『帝室論』（こちらは福沢諭吉立案、中上川彦次郎筆記）とどう違うかなど、もっと思想的レベルで議論をしないと、読むに足る福沢像は描けないだろう。〔2004.10.10〕

私としては、福沢の著作リストから都合の悪い書物を削除する気などまったくなかったのであるが、拙著が刊行された当初に強固に形作られてしまった予断が、こうした評価につながったと思う。

その予断については、まず第1に、版元の販売戦略が私の意を越えて石河幹明のイメージを悪くする方向性をもっていたことが、その形成に寄与していると考えられる。新書のような簡便な書物を購入しようとするとき、その判断の材料となるのは、まずはオビとカバー裏の説明文であろう。『福沢諭吉の真実』の場合、それは次のようなものだ。

慶応義塾も福沢研究者も岩波書店も、
すべてが気づかなかった
全集と伝記に仕掛けられた
巧妙なトリック（オビ表）

現行の『福沢諭吉全集』は慶応義塾が編纂し、日本を代表する出版社岩波書店から刊行された。また、やはり岩波書店から出版された『福沢諭吉伝』も慶応義塾が企画したものである。つまり、両者とも福沢研究の基本的な資料として完璧なものに見える。現に福沢を評価するにしろ批判するにしろ、これらを用いない研究者は存在しな

誰が『尊王論』を書いたのか？

い。

しかし、この全集と伝記は本当に信用できるのだろうか。両方にかかわったある人物、現在ではその履歴さえほとんど忘れられている石河幹明という人物の中にひっそりと燃えていた暗い情念が、偽りの福沢諭吉像を造りだしていたとしたら……。

(オビ裏)

日本の文明開化を先導した偉大な思想家福沢諭吉は、アジアを蔑視し中国大陸への侵略を肯定する文章をたくさん残している。それを理由に福沢を全否定しようとする動きも絶えない。確かに現在も刊行されている福沢の全集にはその種の文章が多数収録されている。しかし、それを書いたのは本当に福沢本人なのか。もし、誰かが福沢の作品ではないものを福沢の真筆と偽って全集にもぐりこませていたとしたら…。この巧妙な思想犯罪の犯人は一体誰なのか。(カバー裏)

これらの文章を書いたのは私ではない。文藝春秋社新書編集部である。私自身刊行までまったく知らなかった。しかも、全文のテキストファイルで検索したのではっきりと言えるのだが、「トリック」も「情念」も「思想犯罪」も「犯人」も、私の本の中で1度も使われてはいない語彙なのである。井田メソッドによって、<これらの文章が平山によるものではない>、ということは証明できる、と思う。

米原へ予断を与えた第2の要素として、『福沢諭吉の真実』の刊行直前に毎日新聞社の取材を受けた飯田泰三が、日本政治思想・日本思想史の研究者30数名に宛てて発信したメールの果たした役割も大きかった、と個人的には推測している。

そのメールは、版元のセンセーショナルな商業主義を批判しつつ、そのことがかえって私の立論の信憑性を弱めていることを指摘し、さらに私の主張に一定の評価を与えながらも、最終的に石河「悪玉」説へと議論を集中させてしまったことが惜しまれる、としている。

拙著において私は「悪人」も「悪玉」も使っていない。これらの語彙はオビにもカバー裏にも出てこない。私は、全集編纂や伝記執筆にあたって石河は不誠実な仕事をした、と言っているだけである。ところが、このメールが、米原謙や竹田行之などのプロに向けられたものであったため、店頭に並ぶ前から、拙著のテーマは石河悪玉説である、という予断が多くの研究者に共有されることになった。

実際のところ、内容からいって石河悪玉説に相当する部分は、全5章のうち、第3章「検証・石河幹明は誠実な仕事をしたのか」の第5節「石河は何を基準として「時

事論集」への採否を決めたのか」と、第4章「一九三二年の福沢諭吉」全体、および「おわりに」の一部の、合わせて80頁程度（本文230頁中）であって、書中にそればかりが書いてあるわけではないのである。

その他の部分は、無署名論説の作られ方を石河以外の関係者の証言によって構成したり、『福沢全集』へのそれらの採録はいかになされたかを調べたり、また「脱亜論」が有名になる過程を検証したりしたもので、とくに石河を扱っているわけではない。作者としてはこちらの方の調査の報告に力点を置いていたので、刊行後それらのことにあまり触れていただけなかったことにフラストレーションを覚えたものだ。

いったんイメージが固定化すると、その枠から逃れることは難しいようで、学会の懇親会などで、拙著が話題とされたときに、私が井田メソッドに基づいて無署名論説を選別し、その中の侵略的絶対主義的なものを石河に帰することで福沢の名誉回復を図った、という評価がくだされていることを知って驚いた。

そうなる私の著述の目的は、まず最初に福沢の名誉回復にあったことになってしまふ。私は、確実な論説に基づくかぎり福沢は市民的自由主義者とみなされる、と言っているだけであって、それ以上でも以下でもない。もちろんこの場合の確実な論説の中に、問題なく『尊王論』は含まれているのである。

福沢の名誉回復のために『尊王論』を著作リストから削除しようとしている、ということをもより強調することで、私の立論全般の信憑性に疑いを生じさせようとしているのが、安川寿之輔著『福沢諭吉の戦争論と天皇制論—新たな福沢美化論を批判する』（高文研刊・2006年7月）である。『福沢諭吉の真実』は新書版本文230頁であるが、この著作ではA5版本文370頁のうちじつに260頁ほどが拙著ただ1冊への批判にあてられている。そのうち『尊王論』の筆者認定については、17頁から19頁までと、102頁から118頁までが扱っているのであるが、19頁の最終段落に、安川が考えている私の企みともいうべきものが要約されているので、引用したい。

とりあえず、平山の『尊王論』認定の場合に即して説明しよう。平山は『尊王論』の「真の起筆者」が石河幹明であると認定することによって、「文章の拙な」弟子、石河の書いた「臣民」意識まるだしのお粗末な代作『尊王論』を、福沢先生は、あろうことか自分の名前で出版し、それを豪華上製本にまで仕立てて「人の上の人」に献上したり、さらには生前にその弟子の著作を、明治版『福沢全集』に自ら収載した（現代なら、それだけで職や地位を失墜する）破廉恥漢そのものであると、認定・主張していることになるのである。こういう行為を、日本では典型的な「鬚眉の引き倒

誰が『尊王論』を書いたのか？

し」という(第I章3)。

『尊王論』はもともと福沢「立案」の著作として刊行されている。下書きが社説記者によるものだとしても、そのことには何らの問題もないのである。私の見解が「最良の引き倒し」などではないことは、『尊王論』出版までの経緯を述べた本稿後半部の記述によって、はっきりするであろう。

前置きはこれくらいにして、以下では、2において、『尊王論』の内容を紹介し、続く3ではその下書きを石河幹明が担当したことを証明する。さらに4と5では、1888年10月のクーデタ騒動の顛末を記す。そして6では、なぜこの『尊王論』が刊行されるにいたったかについて推測する。

2 『尊王論』の内容の紹介

福沢諭吉の著作に『尊王論』があることは知っていても、読んだという人はまれであろう。それは、「脱亜論」のタイトルは有名であっても、中身は知らない、というのと同じである。というのも、福沢を批判する勢力は、それらがタイトルによって想起されるほど尊王でも脱亜でもない、ということをよく認識していて、一般の人々に対してその題名をすり込むことだけに躍起になってきたからである。

そこでこの『尊王論』は、普通の読者が想像するような、国民は尊王心をもつべきだ、という内容をもつものでは全然ない。そうではなくて、国民が尊王心をもつとすればそれは何のためなのか、というのがそのテーマなのである。

自筆原稿は残存していない。福沢の書簡にも言及はまったくなく、わずかに、演説筆記「華族の教育」(1889年5月19日掲載)に、「左の一編は頃日福沢先生が府下上野の華族会館に於て、華族同方会の為めにしたる演説の筆記なり。(改行) 老生が立案にて去年九月の頃時事新報に掲げたる尊王論中に」(現行版『全集』第12巻139頁)とあるのが唯一の例である。すなわち、福沢自身は、『尊王論』について、生涯たった一度しか触れていないのである。

このような次第で、『尊王論』が福沢真筆なのか、それとも別人の下書きに福沢が手を加えたものなのかは、文体と語彙によって判断するしかない。

先にも述べたように、『尊王論』は9月26日から10月6日まで9日間連載された。全部で17段落に分けられている。以下、掲載日と段落番号を付しつつ、要約を試みた

い。

第1日(9月26日)全41行(現行版『全集』第6巻5頁1行目から7頁13行目まで)

第1段落(9行) 帝室の尊厳神聖をテーマとする本論説の全体の見通し

日本の帝室は尊厳神聖である。尊王心をもつのは日本人固有の性に基づくようだが、それだけでは開国以来の議論の場としての現代では通用しない。現実世界での効用という観点からの考察をするべきである。その立論としては、(1) 現実世界で尊王はなぜ必要とされるのか、(2) 帝室が尊厳神聖であるのはなぜか、(3) 帝室の尊厳神聖はどのようにすれば維持できるか、の3点に絞られよう。

第2段落(10行)(1)について・導入部

庶民に向かってなぜ帝室は尊いのか、と尋ねても、同語反復の答えが返ってくるだけである。日常生活においてそれで不都合というわけではないのだが、現実的効用でもいふべきものを明らかにすれば、尊王心もより深まろうというものである。その場合、人情と道理の両方からの接近が可能である。

第3段落(22行)(1)について・人情に基づく尊王の効用1

人間世界に紛争はつきものである。とくに日本では政治に熱中する者が混乱を引き起こしがちなので、その混乱を収めるための仕組みが作られている。それが帝室の尊厳神聖である。

第2日(9月27日)全44行(7頁14行目から10頁6行目まで)

第4段落(28行)(1)について・人情に基づく尊王の効用2

人間の基本的欲求として、名誉と利益の獲得というのがあるが、どちらがより重要かといえば、名誉のほうである。名誉のための紛争は調停が難しいので、その最後の緩和剤として帝室が必要とされるのである。その存在をたとえるなら、やくざ者同志の抗争の調停に乗り出して丸く収める大親分のようなものである。

第5段落(16行)(1)について・人情に基づく尊王の効用3

やくざの抗争は下層社会の話だが、政治家の権力抗争は国家を危険にさらす場合がある。国家の安泰を最終的に保障するのが帝室の尊厳神聖である。帝室は政治の熱界から離れることによって、その緩解調和力を維持するのである。

第3日(9月28日)全54行(10頁7行目から13頁9行目まで)

第6段落(27行)(1)について・道理に基づく尊王の効用1

誰が『尊王論』を書いたのか？

西洋諸国は政治的決定について多数決（多数主義）を採用し、日本は有力者個人の決断に帰するしかた（大人主義）をとってきた。開国以後は日本でも多数主義を徐々に導入しつつあるが、長年大人主義に従ってきた日本人が多数決に素直に従うかどうかについてはやや不安の残るところである。

第7段落（27行）（1）について・道理に基づく尊王の効用2

そこで、多数主義の導入によって生じる衝撃を和らげるものとして、帝室の尊厳神聖が有効に機能するのである。実質的には多数主義による政治決定であるとしても、帝室がその決定を最終的に有効とするのであるから、大人主義の形式を残すことができる。そのため少数者は少数なるがゆえに敗れたのではなく、身を殺して帝室の尊厳神聖に従ったのだ、ということになるため、自らの名誉を守ることができるのである。帝室の社会的有用性はこの調和力にある。

第4日（9月29日）全35行（13頁10行目から15頁10行目まで）

第8段落（23行）（2）について・人情に基づく事物の価値

事物の価値は、それが作られるにあたっての労働量によって決まる場合と、尊いという感情によって決まる場合の2つがある。非常に希少な事物は、人間生活を営むにあたっては無用であっても価値を有するとされるが、それは後者に基づいている。

第9段落（12行）（2）について・実用的でない宝ほど尊ばれる

世界中の至宝というものは、実用的ではないばかりか、実用的でなければいほど尊ばれる傾向がある。奇妙なことかもしれないが、それが人情というものなのである。必ずしも道理に基づいてもいない。

第5日（10月1日）全43行（15頁11行目から18頁2行目まで）

第10段落（15行）（2）について・連綿と続く家系はそれ故に尊ばれる

人間は、より希少で古い事物を尊ぶものである。血筋についても同様である。現在においては家系が乱れてしまっているので、おおかたの家柄は無意味となっているが、はっきりした古い家系を尊重するのはごく当然のことである。

第11段落（28行）（2）について・帝室の血筋は古い故に尊ばれる

我が国の帝室ほど、その由来がはっきりして古い家系はない。その古さは日本の歴史と同じくらいである。歴代の天皇に優れた人物も多かったが、現在の帝室は政治とは無関係となっているので、その点は重要ではない。むしろ古い故に政治社外にあってそれに超越する、と考えるべきである。

第6日(10月2日)全47行(18頁3行目から20頁15行目まで)

第12段落(20行)(3)について・帝室の尊厳神聖を維持する第1の手段1

ではどのようにすれば帝室の尊厳神聖は維持できるのであろうか。その手段には2つが考えられる。その1は、帝室を完璧に政治の埒外におくことである。そうすることで民心は緩和され、その功德によって文明の進歩も図られるのである。

第13段落(27行)(3)について・帝室の尊厳神聖を維持する第1の手段2

尚古懐旧の人情は帝室を護るのに大切なことであるが、その人情を利用する手段として、一般に尊重されている神社仏閣と比較してもさらに帝室は尊い、というしかたでその尊厳神聖を際立たせることが可能である。尊王心自体は自覚していない民衆も、何かを尊崇はしているであろう。その信仰の対象が帝室の威光の下にあるということを知れば、彼らにも尊王心が芽生えるはずである。

第7日(10月3日)全52行(20頁16行目から23頁16行目まで)

第14段落(52行)(3)について・帝室の尊厳神聖を維持する第1の手段3

現在の華族には、概ね公家華族・大名華族・新華族(維新の元勳)の3通りがあるが、皇后としてふさわしいのは、公家華族と大名華族の名家出身者だけである。わけでも藤原氏を最優先にするべきだ。皇后は国母と呼ばれるのであるから、その出自家柄には十分な配慮が必要である。

第8日(10月4日)全43行(23頁17行目から26頁8行目まで)

第15段落(43行)(3)について・帝室の尊厳神聖を維持する第2の手段1

第2の手段として、日本全国を平等に文明化させることを図るにあたって、それが政府によってなされたのではなく、帝室の威光に基づいて行われた、という印象を国民に与えるべきだ。政治抗争の結果として実現された政策であっても、その成果は最終的には帝室の指導による、とすればすべては丸く収まるのである。

第9日(10月6日)全49行(26頁9行目から29頁6行目まで)

第16段落(34行)(3)について・帝室の尊厳神聖を維持する第2の手段2

また、帝室は日本国中の優れた人物を尊重している、という態度をとることによって、自らの尊厳神聖を維持することができる。そうした優れた人々が帝室から認められたという自覚をもつならば、その周辺の人々も同様に有り難いと感じ、また、その

誰が『尊王論』を書いたのか？

ときには恩徳に浴せなかったその他の人々は、今回は自らが認められるように励むからである。

第17段落（15行）我輩の持論はあくまで帝室を政治社外に置くことである

重複を憚らずに述べるならば、我輩の持論はあくまで帝室は政治社外にあるべきだ、ということにある。それでは天子は虚器を擁するだけになる、などと考える人もいるかもしれないが、それは大きな心得違いである。政治権力をもたない、ということは政治などという俗塵にまみれたものより、はるかに高所にある、ということなのである。そのように考えることが真の尊王心なのである。

このように要約してはみたものの、内容があまりにもつまらないので辟易した。言っていること自体がそれまでの福沢の見解と矛盾しているわけではないので、『尊王論』執筆をもって福沢転向の証拠とする批判者たちの指摘は的外れである。思うに批判者たちが、福沢が『尊王論』を書いた、という事実を取り上げることはあっても、その内容に触れることがないのは、おそらくその中身があまりに空疎なため、批判のしようもない、ということによるのではなからうか。

要するに、政治抗争で引き起こされがちな国内の騒擾を未然に防ぐために、政治的に中立な帝室がその調停者としての役割を果たすことが大事である。帝室の権威はその歴史に由来していて、それを否定できる者はいない。円満な解決が図られることによって、帝室の信望はますます高まり、尊王心も深まることだろう、というにつきる。

この程度のことを言うだけのために9日間もの長い連載としなければならなかった理由が分からないし、さらにそれを出版までした、というのも、解せないところである。

3 『尊王論』の下書きを石河幹明が書いたことの証明

1にも書いたように、『尊王論』の下書きを石河が担当したという私の指摘は、意外な波紋を呼んだ。とりわけ安川は、『尊王論』における「臣民」という語彙の使用だけから私がそれを石河執筆と判定した、と見なしているようである。実際には「あとがき」にも書いたように、紙幅の制限から執筆者認定にいたる過程の考証は省略しているのである。以下で、新書では省かざるをえなかったその考証を行うことにする。

語彙や文体の分析によらずとも、『尊王論』が2人の人物によって書かれている、

ということは、第16段落と続く最終第17段落の繋がり具合を見るだけでもはっきりしている。

(第16段落末尾) 前段の所論は都て尚古懐旧の点より説き出し、其主義固より無病なりとは雖も、古旧を慕ふ者は固陋に陥るの弊を免かれず、其極端に至りては時勢の変通を知らずして、日新開明の主義に敵するものさへなきに非ざれば、我輩に於ては特に此辺に注意し、尚古懐旧の人情に依頼して帝室の神聖を維持すると同時に、其神聖の功德を以て人文の開進を助け、帝室は日本の至尊のみならず文明開化の中央たらんことを祈り、特に微意の在る所を明にしたるものなり。

重複を憚らず終りに一言して読者の聴を煩はすものあり。本編の旨とする所は固より唯尊王の一点に在りと雖も、我輩の持論として帝室をば政治社外の高所に仰ぎ奉らんとする者なれば、世人或は其意を玩味せずして、斯くては天子は虚器を擁するに異ならずとて、忽ち不平を鳴す者なきを期す可らずと雖も、左りとは微意の貫徹せざるものなり。(第17段落冒頭) (現行版『全集』第6巻28頁)

見られるように、最終第17段落は、いったん論が終結している第16段落に、「重複を憚らず終りに一言して読者の聴を煩はすものあり」と新たに書き加えられているのである。この第17段落は、〈帝室はあくまで政治社外にあるべきだ〉、ということテーマとした『帝室論』の要約となっており、15行のうちに4度も「政治社外」が使われている。この部分が福沢の筆であることは確実である。

福沢自身は、天皇の政治からの独立を何より重要視していたのであったが、第16段落より前の部分を書いた人物は、政治社外の存在としての帝室よりもむしろその尊厳神聖を強調したかのように思われる。なにより6年前の『帝室論』の冒頭は、「帝室は政治社外のものなり」、であったのに、この『尊王論』は、「我大日本国の帝室は尊厳神聖なり」、と説き起こされているのである。

もちろん『帝室論』でも、政治社外なるがゆえに帝室の尊厳神聖は保たれる、という論旨になっていて、政治社外であることと尊厳神聖であることは表裏一体の関係にある。とはいうものの、まず第1にいずれの要素を重要と考えるかについて、『帝室論』と『尊王論』には一種のずれがあるように感ぜられる。第17段落で、帝室が政治社外にあることが何より重要だ、と福沢自身が加筆しているのに、それより前の部分に遡って政治社外がどこに出てくるかといえば、おおよそ70行以上も前の、第15段落冒頭なのである。

誰が『尊王論』を書いたのか？

そこで、第16段落までの主要な部分を書いたのは、当時社説記者であった石河幹明・渡辺治・菊池武徳のいずれかということになる。文体と語彙による判別法井田メソッドを用いて調べてみると、その人物が石河であることが分かったわけである。(なお、3人の文体を区別する仕方については、『時局的思想家福沢諭吉の誕生』の当該部分を参考にしてほしい。)

以下、石河が好む語彙を、段落ごとに指摘するならば、第1段落、「臣民」、「天下万民」、「日本人固有の性」、「大義」。第3段落、「ある可らず」、「超逸」。第6段落、「可きや否や」。第10段落、「知る可らず」。第11段落、「聖徳」。第14段落、「可きや否や」、「天下万民」。第15段落、「包羅」、「涌源」、「忠淳」、「良民」、「喋々する」。第16段落、「群犢」、「徧く」、などがある。

だからといって、第16段落までについても、石河がすべて書いた、というわけではない。段落によって、石河ではなく、福沢がしばしば使う語彙が現れる部分があるのである。たとえば第2段落の「一系万世」、第4段落の「坊間血気の少年」、「打当り」、「大声一喝」、「預防」、第5段落の「錢」、第7段落の「黜陟」、「黷す」、第8段落の「錢」、第9段落の「滔々たる」、第12段落の「生々」、第13段落の「益々」、「綽々」などである。

それぞれを特徴づける語彙の出現状況からみて、短めの原型『尊王論』を石河が書き、それを新聞に掲載するにあたって、福沢が加筆した、と推測できる。その原型は主に、第1・3・6・10・11・14・15・16段落で構成されていたのではなかろうか。この場合の総行数は260行程度で、おおよそ6日分に相当する。

この原型だけでも意味は通じるのであるが、完成された『尊王論』よりもさらにいっそうつまらない。

思うに、『尊王論』で一番面白い部分は、<天皇やくざの大親分説>ともいうべきことが書かれている第4・5段落(9月27日掲載)なのであるが、この連載第2日目分は、完全に福沢が単独で執筆している。また、事物の価値は労働量かまたは尊重の感情のいずれかで決まる、ということが指摘されている第8・9段落(9月29日掲載)も、全体が福沢の筆である。

労働と価値との関係は、この掲載第4日目分でしか触れられておらず、その他の部分では、希少性がそのまま価値と直結して述べられている。石河が提出した原型『尊王論』で、帝室は希少なるがゆえに価値をもつとだけ書かれていたのを、福沢が、「価値というのは希少性だけで決められるものではないよ」、などと言いつつ、第8・9段落を新たに書き下ろしたように見える(もちろん私の憶測である)。

完成された『尊王論』が福沢一人の手になる著作だと信じて疑わない方は、どうか、連載第2日目分（現行版『全集』第6巻7頁14行～10頁6行）と、連載第8日目分（23頁17行～26頁8行）をそれぞれ音読して比べてみてほしい。上に述べたように、前者は福沢のみの執筆で、後者は石河が下書きし、福沢の筆はほとんど入っていないと私が判定した部分である。同一人が、同じ論説の中でこれほど異なった書き方をすると信じがたい。

さらに原型『尊王論』の作者が石河であったことを補強することがらとして、後年石河が単独で書いた社説「袞竜の袖に隠る」（1911年1月26日掲載）と『尊王論』の第15段落（1888年10月4日掲載）に、また社説「上下親愛」（1911年2月2日掲載）と『尊王論』の第16段落（1888年10月6日掲載）に、それぞれ相当な類似点があるという事実も指摘しておきたい。

社説「袞竜の袖に隠る」と「上下親愛」は、福沢没後10年の大逆事件に関連して書かれたもので、昭和版『続福沢全集』にだけ採録されている。「袞竜の袖に隠る」は、政府当局者が政治上の局面打開のために皇室の威光を利用しがちであることを批判した社説である。その中心となる部分は以下の通りである。

互に所信を主張して相下らざる其（政治上の）争の裁判を一視同仁遍照無偏の皇室に仰ぎ奉るとは恐入りたる次第にして、皇室の御裁断とあれば之に承服せざるものある可らずと雖も、其事たる一再ならずして常に一方の所信の徹底せざるを見るときは、内心深き処に感ずる其感情は、甚だ面白からざるものなきを得ざる可し。斯くの如きは臣民の忠誠心を抵当にし、袞竜の袖の蔭に自家の地位を維持せんと謀りたるものにして、其無責任不徳は云ふまでもなく、一般の感情に於て皇室は恰も政府官人の一類の専ら奉ずる所なるが如き観を成さしめたるは傍若無人、不謹慎至極の振舞と評せざるを得ず。（昭和版『続福沢全集』第5巻744頁）

一方、『尊王論』第15段落にはこうある。

一切の俗務は挙げて此輩（政治家）に任じて譏誉の衝に当らしめ、其一部分の者共に人望の属する間は之に施政の権を授け、人望尽くれば他の者をして之に代らしめ、其者共の間には政敵もあり政友もありて、時としては大に人に怨まれ又時としては大に人を怨み、其苦情煩悶殆んど見るに忍びざるもの多しと雖も、帝室は独り悠然として一視同仁の旨を体し、日本国中唯忠淳の良民あるのみにして、友敵の差別を見ること

誰が『尊王論』を書いたのか？

なし。如何なる事情に迫るも帝室にして時の政府と譏譽を与にするが如きは、我輩の断じて取らざる所なり。如何となれば、帝室は純然たる恩沢功德の涌源にして、不平怨望の府にあらざればなり。帝室は政治塵外に独立して無偏無党、円満無量の人望を収む可きものなればなり。(現行版『福沢諭吉全集』第6巻25頁)

いずれも天皇の政治利用は決してしてはいけない、という主張であるが、皇室の性格を「一視同仁」「無偏」という共通の語彙によって表現しているせい、23年もの時間経過を感じさせない共通の印象を与えている。試みに、両者の引用を入れ替えて、地の文から続けて読んでみても、違和感はないようである。

また、社説「上下親愛」には、

今日の実際に皇室に接近するの光栄を有するものは有爵有位なる官辺の人々に限らるるの例にして、普通の人民は殆ど其光栄を辱ふするの機会なしと云ふ。斯る慣行にして若しも一般の人心に皇室は政府官吏の専ら戴く所にして、吾々平民は唯々遠く外より拝し奉るに過ぎずとの念を催さしむるが如きは、決して皇室の恩徳を天下に遍からしむる所以に非ず。(「上下親愛」昭和版『続全集』第5巻760頁)

とある。もう一方の『尊王論』の第16段落には、

帝王は一国を家にして其家人に厚薄する所なしと主義を定るからには、国民を遇するに官私などの差別は固よりある可らず。或は帝王の地位が政府に近しとて政府の辺に偏して厚ふすることもあらんか、政府外の人民は帝王の子民にてありながら、其子視せられざるが為めに君父に近づくを得ずして、王家は國中過半数の人心を失ふ可きが故に、其恩徳を施すに当り官私の筋を差別するが如きは決して為ざる所なり。(現行版『全集』第6巻27頁)

とあって、いずれも皇室からの恩徳の施しは、官民に差別無く平等になされなければならない、ということを出している。こちらもまた互換可能である。

もちろん『尊王論』の影響を受けて、石河が福沢没後10年に同じ内容の社説を執筆したという可能性もあるから、こうした内容上の類似は決定的とはいえない。とはいえ、福沢は『尊王論』以後『福翁百余話』(刊行は没直後の1901年4月)まで8冊の本を世に出しているのであるが、それらにおいて、〈恩沢功德の涌源としての帝室〉

(『尊王論』第15段落)の尊重や、〈恩徳無差別〉(第16段落)の主張を表明してはいない。いや、尊王そのものについてさえ、安川の『福沢諭吉のアジア認識』(2000年12月・高文研刊)資料編によれば、天皇制度を重要視している署名著作は『尊王論』以後ないようである。

つまり石河は、福沢が署名著作では再び書くことのなかった、無偏無党の皇室と国民との間の直接的な結びつきは何より大切である、という尊王をテーマとする社説を、福沢没後10年にしてもものしたことになる。そしてそればかりではなく、わざわざそれらを『続福沢全集』に収めてもいるのである。それらが福沢とは無関係であるのは、誰の目にも明らかなことであるにもかかわらず。

前にも述べたように、『尊王論』に草稿は残っていない。そのためここまで述べたことが、印刷された文面からいえる最大限のことからである。

4 1888年10月のクーデタ騒動(1) 紛争の勃発まで

探索の範囲を福沢の書簡にまで広げてみよう。『福沢諭吉の真実』にも書いたように、『尊王論』の刊行については、当時の時事新報社の内部事情が関係している、と私は推測している。「1888年10月のクーデタ騒動」と私が呼んだ内紛がそれである。

このクーデタ騒動については拙著の2ヶ所で触れている。まず40頁16行目から41頁7行目までである。

一八八八年一〇月のクーデタ騒動

さらに八八(明治二一)年一〇月には渡辺と石河を首謀者とするクーデタ騒動が持ち上がっている。この事件の経過については石河のところで再び述べることになるが、要するに、社説は両人が担っているのに待遇上報われていないので改善してほしい、さもなくば新任社説記者の菊池武徳を連れて退社する、という福沢に対する恫喝であった。

この事態に福沢は大きなショックを受けて中上川に詳細な手紙を送っている。この騒動は数日で収まったが、恭順の意を表した石河との関係は修復できたものの、渡辺と福沢の心は完全に離れてしまった。渡辺が政治運動を本格化させたのはこの頃のように思われる。

誰が『尊王論』を書いたのか？

そしてもう1ヶ所は、49頁14行目から51頁9行目までで、やや長いが全体を引用する。

文章家としての石河

石河は一八八五年四月に入社してから一九二二年に主筆の座を下りるまで一貫して『時事新報』の編集や論説作成にかかわっていたとはいえ、八八年頃までの福沢の彼に対する評価は非常に厳しい。中上川宛書簡には、「石河はまだ文章が下手にて過半は手入を要す」(八七・八・四)や「石河はあまりつまらず」(八八・八・二七)などとある。この低い評価に勘づいたのであろうか、石河は八八年一〇月に、渡辺のところでも触れたクーデタ騒動を引き起こしている。もちろんこの事件について石河自身は『福沢論吉伝』その他でも一切口をつぐんでいる。

この『時事新報』編集部の内紛は、中上川の後任ポストを巡っての争いであるように思われる。八七年四月に中上川が退社した時点で次の主筆となる可能性があったのは、いずれも水戸出身で慶応入学前から旧知の仲であった渡辺・高橋・石河の三名であった。このうち高橋は福沢からその才能を高く評価されていたが、中上川がたどったのと同じ留学から実業界へというルートにより魅力を感じていた。そして実際帰国して後は、山陽鉄道から三井に移っていた中上川に引っ張られ、そこの重鎮となっている。

その高橋が八七年七月に福沢を振り切って時事新報社を去ったことが、次の波乱の原因となったのであろう。それはすなわちそれまで主筆の目のなかった石河と渡辺にも可能性が生じたということである。渡辺のほうが入社は三年早い、年齢は石河のほうが五歳上である。自己評価は他者評価より必ず高い。いずれもが自分こそ主筆になるべきだ、と考えたとしても不思議なことではない。

しかし福沢としてはいずれも不十分と感じていたらしい。先にも引用した中上川宛書簡(八七・七・二七)には、それまで社長と主筆は中上川が兼ねていたものを、社長格である総編集を伊藤欽亮としたうえ、石河を執筆に廻したことが書かれている。つまり主筆は当面空席としたわけである。福沢としてはそこに日原昌造または箕浦勝人をと考えていたらしい。早くから袖浦外史の筆名で社説を投稿していた日原の本職は横浜正金銀行社員で八七年七月には香港出張を控えていた。また『報知新聞』で論説を担当していた箕浦も退社する気はないとの返答であった。

一方それまで『時事新報』に在籍したことのない人物が主筆の座を射止めては、渡辺・石河としても面白くないと考えるのは当然である。ライバル同士であっても落下

傘主筆を防がねばならないという思惑では一致していたであろう。それが翌年一〇月のクーデタ騒動の遠因ではなかったろうか。

このクーデタ騒動について、それなりに力を込めて書いたつもりだったが、米原謙の目には留まらなかったようだ。あるいは実際の時間経過と逆に配置されているので、印象に残らなかったのかもしれない。

そこで、わかりやすくするために、1887年4月の中上川彦次郎主筆兼社長の退社から、1889年1月の渡辺治の退社までを今一度整理してみる。

- 1887年4月 中上川彦次郎退社。主筆・社長空席となる。
編集担当：石河幹明。社説記者：高橋義雄、渡辺治。
- 1887年7月 高橋義雄退社。
総編集：伊藤欽亮。社説記者：石河幹明、渡辺治。
- 1888年2月 菊池武徳入社。社説記者3人体制となる。
- 1888年9月26日
～10月6日 『尊王論』連載。
- 1888年10月22日 クーデタ発覚（中上川宛書簡1324）。
- 1888年10月23日 『尊王論』刊行（奥付）。
- 1888年10月24日 クーデタ終結（中上川宛書簡1325）。
- 1888年10月29日 石河を慰撫する（石河宛書簡1326）。
- 1888年11月4日 福沢一太郎、捨次郎留学から帰国。
- 1889年1月 渡辺治退社。

以上のことを念頭においたうえで、当時の新報社の内情が生々しく記された福沢の書簡6通を紹介したい（表記は適宜改める）。なお、最新版の『福沢諭吉書簡集』で発信年月日が確定しているが、これらのうち、石河による『続福沢全集』の段階ですでに収められていたのは、高橋宛（1311）と石河宛（1326）の2通だけであった（4桁の数字は書簡番号）。

しかも、石河宛は1894年から翌年にかけてのものと推測されていたので、1888年と認定されていたのはさらに減じて、高橋宛のみであったのである。中上川宛（1301、1319、1324、1325）は、関東大震災で焼失したと思われていたのが第2次世界大戦後に発見されて、現行版『全集』に収められることになった。これらの書簡が残されて

誰が『尊王論』を書いたのか？

いなかったなら、クーデタ騒動の存在自体が知られることはなかったであろう。

1887年4月に退社して以降、福沢は神戸にいた中上川に新報社の内情をつぶさに知らせている。1888年5月31日付中上川宛書簡(1301)は、新入社員の菊池武徳が思いの外出来が良いことを伝えている。「菊池武徳は有望之少年、頼りに勉強到居候。是れは必ず高橋義雄の身代わりに可相成存候」(『書簡集』第6巻23頁)。この段階ではまだ不穏な様子をうかがうことはできない。

7月25日には、アメリカからイギリスに移っていた高橋から送られてきた社説用原稿「米国雑記」に対する返信が書かれている。

米国雑記八章、慥に落手。昨日より唯今までにて拝見致し了り候。誠に妙なり。一句も正刪を要せず、其儘に紙上に用ひ候積り。近来は渡辺氏も勉強致候得共、何分にも少人数にて、社説には困り居候折柄、別けて難有難奉存候。尚此後も御閑之節は、御書送奉願候。日本は商人に限らず、役人も学者も、坊主も政治家も、自尊之一義を知らず、是れにては、迎も立国之事難きを知るべし。何とか工風致度、夫のみ関心に御座候。(『書簡集』第6巻39～40頁)

この「米国雑記」は、「米国雑説」というタイトルで、7月30日から8月8日(8月3日のみ差し替え)まで社説欄に連載されている。この書簡が書かれた直後、福沢は東京を離れて鎌倉に海水浴に出かけている。8月13日帰京。この間東京の編集部で石河は、手を加えられていない高橋の署名入り論説が、社説欄に掲載されているのを眺めていたわけである。

8月中旬以降の福沢の動静は書簡からうかがうしかないが、どうやら「条約改正敢て求めず」(8月31日、9月1日、9月3日掲載)の執筆をしていたようである。同時に社説記者が書いている文章の監督もしていたことになる。そうした中8月27日の中上川宛書簡(1319)には、渡辺と石河への不満が語られている。

渡辺は先ず執筆に宜しけれども、文章に妙なくせありて、正刪を要する事多し。石川はあまりつまらず。先ず翻訳位のものなり。老生之所見にて、高橋が一番役に立候様に覚候得共、是れは商売がすきと申せば、致し方なし。新聞社に居て文の拙なるは、両国の角力に力のなきが如し。何は扱置き困り申候。(『書簡集』第6巻52頁)

どうやら石河は当時は石川と表記されていたらしい。この書簡で先に高橋本人へ向

けられた賞賛を今度は中上川に伝えるいっぽう、渡辺と石河へは厳しい点をつけられている。渡辺・高橋・石河は水戸以来の幼なじみであるから、渡辺・石河の〈面白くない〉という感情はさらに倍加したことであろう。

石河に関する書簡中の文言「あまりつまらず」「翻訳」について、福沢が紙面に掲げられたどの論説を評して「あまりつまらず」と言ったのかについては分からないが、「翻訳」がどれであるかは確定できる。それは9月13日から3日間連載された、福沢一太郎の「帰朝記事」である。その序文にはこうある。

福沢先生の令息福沢一太郎捨次郎両氏は、米国留学五年、一太郎氏は専ら文学に志して常に私約の教師に就き、紐育にてはジークンフース氏、ボーストンにてはハウ井トニー氏を師とし、前後両氏とも彼の国有名の碩学にして、尋常の雇はれ教師に非ず。其日本に関するの情最も厚くして、殊に一太郎氏の奇才を愛し、之を教るに深切至らざる所なくして、氏の学業の爲めに大に面目を改めざるは、氏が一身の仕合のみならず、国交際の上より見ても悦ばしきことなり。捨次郎氏はボーストン府のマサチュセツトイステチューションオヴテクノロジーと云へる大学校に入て土木課を修め、本年六月優等の卒業をなして、乃ち兄弟相伴ひ米国を辞して英に渡り、これより欧州各国を巡廻してノールウェー、スウェデン等にも至り、十月初旬再び英国に還り、印度洋に出で、諸処見物して、多分本年中には帰朝す可しと云ふ。一太郎氏が米国を去りし以来の英文紀事あり。固より一篇の紀行文なれども、其文中往々氏の所見を述べて、読者に利す可きものあらんと思へば、之を翻訳して社説に易ふ。(1888年9月13日付『時事新報』社説欄)

この文は明らかに福沢諭吉の真筆である。親ばかりでも言うのであろうか。それまで新聞社に一度も在籍したことのない長男が英語で書いた紀行文を翻訳して、大新聞の社説欄に連載しようというのである。8・9月の社説欄に掲載された翻訳はこの1編だけであること、また文体的な特徴からも、これを石河が担当したことは確実である。

福沢兄弟の帰国が本決まりとなった7月あたりから、「在ボーストン某生」(7月13日、14日、18日、27日、28日、8月25日、28日、29日)寄稿の社説がしばしば掲載されているのであるが、その真の筆者は、横浜正金銀行サンフランシスコ支店支配人日原昌造であった。『書簡集』には、「筆者名を「在ボーストン某生」とした理由は未詳」(第6巻45頁)とあるが、この「帰朝記事」序文によって、その理由がほの見えてく

誰が『尊王論』を書いたのか？

る。要するに福沢は、これらの社説が2人の息子の手になるものである、という印象を、読者に抱かせたかったのである。帰国しつつある福沢兄弟はすごく優秀だそうだ、そうなると時事新報社の世代交代も近いだろう、という方向にもってゆくために。

5 1888年10月のクーデタ騒動（2）10月22日付中上川宛書簡

新聞社をすでに辞めている高橋義雄は優遇され、福沢兄弟は帰国途上である。クーデタ騒動が勃発したのは、『尊王論』の連載が終了して間もない10月中旬であったと推測できる。10月22日付中上川宛書簡(1324)は重要なので長く引用したい（参照の場合の便宜のため段落をローマ数字で示す）。

(I) 時事新報にて伊藤が独り編集を司り居候処、渡辺、石川等が少々不平にて、新聞の権力は編集に集り、自分等は勞して功なきが如し。就ては其權を分つ可し云々之事を申出候に付、何とか不致ては不相成義と存候。其際、或は穩ならざる言葉を吐きたるよし。薄々承り候に付、左様な事を申せば、新聞局中壺人も入用なし、諭吉が唯独りにて請合ふべし、役にも立たぬ少年は一切不用と云はぬばかりに話しを仕掛けて、先ず事は治まり候有様なり。全体を申せば伊藤は年も長く智恵もあり、颯々と事を為す処に、渡辺、石川等は年若くして少々筆に頼む所のものあるより、グツグツ申出したるならん。何分度量の狭き少年共にて、共に語るに足らず。斯る様子にては渡辺も石川も後年大に為すあるの人物ならずと、先ず鑑定は出来申候。尚い才之事情は追々御知らせ可申候得共、あらまし之処のみ右之通りに候。

(II) ツイ忘れてたり。前条之事を申出る前に、石川が菊池などと申合せ、雑誌を発兌致度申に付、勝手次第、全く新報と關係を絶て後に着手す可しと答へたれば、是れにて見合に相成、又近日は絵入時事新報は如何など申居候様子なれども、本社に不用のものなれば、之を助けざるは無論、表裏共に無關係にあらざれば許さざる積りなり。

(III) 右雑誌之内相談は、渡辺、石川等にて津田も仲間之よし。津田は大坂より降りたるを不平に思ひ居るよし。

(IV) 渡辺も石川も文章の拙なる者にて、此者等が不平などと云はずして文の脩業致

し、ほんとふに社説が出来る様になれば、老生は快く之に譲渡す積なれども、自分を顧みずしてグツグツとは、自省之明なきものなり。

(V) 前文之次第に付、老生唯今之考には、渡石輩をして騎虎の勢に至らしめず、程好く、まのわるくないやうに致す積りなれども、若しも彼等がうぬぼれより六ヶ敷事を申つものり、是非共伊藤を擯げよなど申して、力むときは如何すべきや。伊藤を擯るは社の不利なるゆゑ、渡辺、石川等を其りきむままにして、退社せしむ可きや。さりとは血氣無辜之少年、甚だ気の毒なり。是れには老生も当惑致し候。唯今渡辺、石川が去りたりとて、老生が全力を尽せば、社説に困りは不致。又雑報は他の少年にて出来可申なれども、生も老してますます多事なるは好む所にあらず、御考可被下候。(『書簡集』第6巻60~61頁)

これほどの書簡が残されていようとは、石河も想像だにしていなかったに違いない。私としては、『続福沢全集』編纂の段階までにこの手紙が発見されていなくて本当によかったと思う。石河によって握りつぶされて日の目を見なかった可能性があるからである。

まず(I)には、やや輪郭が不明瞭なものの、騒動の発端が記されている。石河と渡辺は最初に総編集である伊藤に権限の一部を譲渡するよう迫ったらしい。その権限が何であったかははっきりしないが、(IV)の記述からみて、社説執筆にあたっての社説記者の自由裁量権であったようだ。署名入りの高橋論説はまったくのフリーパス、自分たちが執筆した無署名社説は福沢によって大幅に添削されている、もっと自分たちの意見を表明したい、というわけである。

社説記者からのこうした要求によるものか、すでに10月16日付社説「政事を以て私に殉ずるなかれ」には、「石川幹明草」と執筆者の署名が入っている。社説記者のアイデアに由来するカテゴリーⅢとⅣは署名入りとするように編集方針が変更されたようだ。こうした社説は同年末まで確認できるが、その後はまた無署名となったようである。

次の(Ⅱ)には、騒動の少し前に、渡辺・石河および(Ⅲ)にある津田純一とから雑誌創刊の提案がなされたことが示されている。徳富蘇峰の民友社が刊行する『国民之友』の創刊は1887年2月、志賀重昂・三宅雪嶺らの政教社による『日本人』創刊は翌88年4月のことであった。渡辺・石河・津田らの申し出もそれらの刊行に影響されたことであろう。とりわけ『国民之友』の成功が彼らを大いに刺激したのではない

誰が『尊王論』を書いたのか？

か。

88年秋の段階では両社とも雑誌専門で新聞は創刊していない。新聞で先行している分だけ新雑誌も時事に有利だという考えが3人にはあったのかもしれない。ただ、現実のビジネスとして考えると、新聞が成功しているからといって雑誌が売れるとは限らないのである。それは現代の新聞社系総合雑誌が軒並み苦境に立たされていることから、明らかであろう。日刊紙が毎日数百万部印刷されているとしても、その事実は系列の雑誌数万部の売り上げに結びつかないのである。

ことに時事新報社のスタンスは民友社に近く、推測するに、第2『国民之友』では意味がない、という福沢の判断は正しかったと思う。それに慶応系の雑誌としては、限られた会員だけのものとはいえ、『交詢雑誌』（1880年創刊）がすでにある。

民友社の社屋が赤坂榎木坂から京橋区日吉町20番地に移転したのは、この書簡が書かれる2ヶ月前の88年7月のことであった。現在の銀座8丁目北側にあたる。時事新報社は南鍋町2丁目、現在の銀座6丁目南側にあって、その間は宗十郎町（銀座7丁目）を隔てた1丁に過ぎなかった。これは、1888年7月から10年余りの間の、明治の青年蘇峰と天保の老人諭吉との物理的距離が、約100メートルであったことを意味する。

さらに、(Ⅱ)の後段にある『絵入時事新報』のプランは、『東京絵入新聞』が1888年3月4日から連載を開始した挿し絵入り新聞小説、中村福助作「裏見富士女西行」の大成功が影を落としているようだ。同紙は連載を始めるにあたってカラー版の付録を無料で配布したが、その挿し絵は、毒婦お吉が女芸人から大名の側室に成り上がったすえ、最後には尼法師となるその物語のプロットを、1つの画面に描いたものであった。

毎回扇情的な挿し絵を含んでいたその連載は成功裏のうちに6月まで続いたので、それを見ていた渡辺・石河の両人は、同じような趣向の紙面に変えられないか、と福沢に申し出たのではなかろうか。当時の『時事新報』には娯楽性が少なく、報道目的以外のイラストも、連載小説もなかった。高級紙とはそういうものだ、という福沢の信念にもとづくのかもしれない。その代わり高級品の広告が満載で、当時の中上流階級が好んだ品々がどのようなものであったかが手に取るように分かる。諭吉としてはそうした読者層を大切にしたいという意向があったのではないか。

ともかく、1888年9月頃の渡辺と石河は、先にも触れたように、自分たちが書いた社説は大幅に手直しされてしかも無署名での掲載、雑誌や紙面リニューアルの企画も却下、というはなはだ不愉快な状況に置かれていたと推測できる。

さて、10月22日付書簡で、福沢の怒りの筆鋒はさらに続く。(IV)には、従来まで気づかれてこなかった重要な記述がある。それは、「ほんとふに社説が出来る様になれば、老生は快く之に譲渡す積」とある部分で、この記述から、創刊6年半の時点で渡辺・石河は社説欄を譲渡するよう福沢に迫っていた、ということが分かる。

このような裏の事情は、石河が書いた『福沢論吉伝』には一言も触れられてはいない。福沢と石河との間には何の問題もなかったような書きぶりである。『時事新報』の発展を扱った第34編「時事新報」第10「『時事新報』の社説」の冒頭には、まず、「『時事新報』の社説は創刊以来晩年大患に罹らるるまで凡そ十六年間に亘りて自から筆を執られ、然らざれば厳密なる校正を加へられたものであつて、先生は実際主筆の任に当られたのであつた」(第3巻256頁)とあり、さらに、

中上川は社務を処理する間に社説も書いていたが、専任記者として社説の起草に従事したのは渡辺治、高橋義雄、及び石河幹明(著者)であつた。渡辺は「大阪毎日新聞」を引受け、高橋は洋行することとなり、明治二十年前後に社を去つた後は筆者が専らこれに当り、晩年には北川礼弼、堀江帰一の両人も社説記者となつたが、これも亦他に転じたので、著者は入社以来先生の逝去後大正十一年に至るまで、社説専任として「新報」に従事していたのである。(『福沢論吉伝』第3巻261頁)

とあって、徹頭徹尾福沢に忠実だった石河を自ら演出している。ここで菊池武徳について触れていないのは不自然である。その上、渡辺が退社した時期を高橋と同時期の1887年頃とすることによって、あたかも問題の1888年には自分が唯一の社説記者であったかのような印象を読者に植え付けてようとしているのである。

さて、書簡の分析に戻るならば、(V)には、総編集伊藤と社説記者渡辺・石河のいずれかを選ばなければならない場合は、伊藤を残すということが明確に示されている。福沢の伊藤への評価はそれほど高かったのである。いっぽう、社説記者の2人については、いなくてもどうにかなる、という軽い扱いにすぎない。だが、社説は毎日掲載しなければならないから、菊池を含む3人が同時に退社してしまつては、福沢への負担が過大になる。そうしないで済ませる方法を探っている、というところで、この10月22日付書簡は終わっている。福沢はどのようにして丸く収めるつもりであったのか、残念ながらそのことについては何も書かれていない。翌々日に出された書簡は、すでに事態の收拾を告げている。10月24日付中上川宛書簡(1325)は次のようなものだ。全文を掲げる。

誰が『尊王論』を書いたのか？

拜啓。一昨日書を呈して、新報局云々之義内申進候得共、爾来多少之論談を以て、事は治まり申候間、さまで御心配被下間敷。畢竟人事不慣之少年輩が一事之発症たるに過ぎず。失敬と申せば失敬なれども、又大に恕すべし。老生は例に従ひ少しも含み不申、御安心可被下候。右要用而已、早々頓首。

つまり、10月23日に何かがあったのである。「多少之論談」とはどのようなことなのであろうか。書かれていないので推測するより仕方がないが、それは後に述べることにして、ともかく、社説記者3名全員の退社は防ぐことができたのである。そしてほとぼりが冷めた10月29日の石河宛書簡(1326)によって、このクーデタ騒動に決着がつけられたことが改めて確認できる。

改めて申には無御座候得共、小生も年漸く老し、聊か気楽にして残年を消し度に付ては、新聞の社説、常々御苦勞御氣の毒に候得共、尚一層御勉め被下度、就ては菊池氏も筆端尚至らざる所多けれども行々は必ずものになり可申被存候間、同氏へも勉強するやう被仰含、何卒老生をして閑を偷しむるやう呉々も奉願候。余は附口頭候。頓首

渡辺にも同様の書簡が送られたのであろうか。彼は早世してしまったので、その辺りはよく分からない。ただ、88年末までの署名入り社説にも渡辺の名は確認できないので、福沢との関係の修復はできなかったのではなかろうか。福沢書簡で、10月22日付の次に渡辺の名前が出るのは、翌89年1月23日付中上川宛書簡(1361)で、彼を事実上の解雇にしたことを伝えるものであった。

6 クーデタ騒動と『尊王論』の刊行

ここまでがクーデタ騒動のあらましであるが、以下では石河が鋒を納めた理由について私なりの推測を述べたい。といっても、新書にもすでに、「おそらく石河を懐柔するためであろう」と結論めいたことを書いているので、この記述がいかなる推論のもとになされたかを示すことになる。

さて、『尊王論』について福沢自身の言葉が、現行版『全集』中にたった1ヶ所しかないことは、すでに指摘した。つまり、その著作は署名入りであるにもかかわらず、

「福沢全集緒言」においても一言も触れられていない、ということである。福沢自身の言明からは、それが重要な著作であることを証明することはできない。

では、1901年2月に福沢が生を終えたときに、『尊王論』は重要な著作として遺された人々によって回顧されたであろうか。『福沢先生哀悼録』(1901年5月刊)は、没後3ヶ月までに公にされた弔詞をほぼすべて集めていると思われるが、そこで『尊王論』あるいは福沢における尊王がどのように扱われているかを確認すると、次のようなことが分かった。

すなわち、そこに収められた新聞・雑誌掲載の弔文173編において、『尊王論』について触れているものは、わずかに「福沢先生の逝去を悲む」(『馬関毎日新聞』)と「黄塵録」(『鹿児島新聞』)の2紙のみである。しかも、いずれも福沢の著作リストに含まれているだけで、その内容には触れていない。福沢の尊王について触れている弔文は、『学問のすすめ』中の「楠公権助論」を使って、彼の尊王心の薄さを批判するものばかりである。

大町桂月による「日本国民として、決して之を許すべからず」(『太陽』)という弔文とも思われない激しい糾弾文はすでに拙著に引用したが、その他にも、「翁の国史に疎闊なるは、世人の知悉する所(なり。楠公権助論を引いて・中略)故に若し国民にして歴史的観念を欠けば、遂に皇室の尊ぶべきを忘れ且つ国家の重んずべきを知らざるに至る、即ち翁の如きは、慥に其一人也」(『富士新聞』)とか、「幕臣たりしものの朝廷に仕へ顕要に至れるを寧ろ不義なりと認めたるが如き一種矯々の気翁の脳底に存し」(『東京日々新聞』)とかあって、生前福沢を批判していた人々は、弔文においてもなお、彼が尊王的ではなかったと回想しつつ、そのことに強いこだわりをもっていたようなのである。

福沢が死去した時点では、『尊王論』はもとより、『時事新報』社説欄に掲載された後単行本化された署名著作は、きれいに忘れられている、というのが適切な把握のようである。各紙の弔文は、『時事小言』(1881年刊)までの著作を要約し、飛んで『福翁百話』(1897年刊)以降の晩年の作品に触れてまとめる、というふうになっているものが多い。思うに、各新聞雑誌社の資料室には、福沢の『時事新報』以前と、日清戦争後の福翁物の単行本はあっても、新聞の抜き刷りともいふべき『時事大勢論』(1882年刊)から『実業論』(1893年刊)までの署名著作群は収蔵されていなかったのではないか。いかに大福沢とはいえ、1880年代以降については、天保の老人として、すでに時代遅れの思想家である、とライバル紙が見なしていた可能性がある。実際にそう述べている弔文もある。

誰が『尊王論』を書いたのか？

富田は『尊王論』の単行本の発行部数は少なかったと推測している。それはまた明治版『福沢全集』に収められたが、多数の著作の1つとしてにすぎない。それに、『全集』の多くは教育機関の図書館が購入したのであるから、その中からとくに『尊王論』を選んで読んだ者がいかほどいたであろうか。要するに、1901年の段階では、福沢に『尊王論』の著書があることを知っていた人間は、ほとんどいなかったらしいのである。

安川は、『帝室論』と『尊王論』の合本が、福沢存命中に刊行されたかのように書いているが、それは間違いである（『福沢諭吉の戦争論と天皇制論』108頁）。実際には、福沢没後の1911年と1930年にいずれも時事新報社から出版されている。前者は1911年2月3日発行とあるが、その刊行の理由は、前年5月に発覚した大逆事件において、1911年1月18日に24名の死刑判決が出されたことについて、天皇制度についての時事新報社としての立場を明らかにするためであったのだろう。後に『続福沢全集』に収められることになる石河筆の10編の社説も、この時期に掲載されたものである。

1911年刊行の合本『帝室論尊王論』の序文は石河の手になるものであるようだが、なかなか興味深い。全文を引用する。

帝室論並に尊王論の二篇は福沢先生の著述にして、我帝室の尊嚴神聖を維持する所以の道を説きたるものなり。前者は明治十五年、後者は明治二十一年の起草に係り、何れも当時の時事新報に掲載し、其後福沢全集の中にも収録したれば、世間に之を閲読したる人多かるべしと雖も、我国近時の世態はますます帝室の尊嚴神聖を維持する所以の道を明にするの急要適切なるを認め、更に両篇を合して一冊と為し、之を刊行して読者の便覧に供するものなり。

明治四十四年一月 時事新報社

見られるように、『尊王論』の主題である〈帝室の尊嚴神聖の維持〉については強調されているのに、『帝室論』の、〈帝室は政治社外にあるべきだ〉、についてはまったく触れられていない。この序文の書き手、おそらく石河が、いかに『尊王論』のほうを重要視していたかが、ここからもうかがわれるのである。

1930年に『日本皇室論』という題で刊行された合本は未見であるが、おそらく、同年4月に政友会の犬養毅らによって提起された統帥権干犯問題について、やはり社の立場を表明する必要に迫られて出されたものであろう。すでにこのときには石河は退いていたので、その出版とは無関係である。

これら2種類の合本に福沢自身が関与できたはずもないのに、そのような誤解が広まったのは、現行版『全集』の編纂者である富田正文による「後記」が曖昧な書き方になっているからである。すなわち第5巻654頁の『帝室論』解説には、「(『帝室論』は)本全集第六巻におさめる「尊王論」と共に、福沢の帝室に関する二大論説として世の注目するところとなり、それぞれ単行本として出版され、また両書の表題を併記した合本や、「日本皇室論」と題して両書を合本したものなど、いろいろの形で時事新報社から刊行せられた」とあって、両合本の出版年が示されていないのである。

先にも述べたように、福沢存命中に『尊王論』が多くの読者をもっていたとは思われない。世の注目を浴びた形跡はまったくないのである。言及の調査を『帝室論』にまで広げても、同時代的資料として重要な『福沢論吉研究資料集成同時編』(1998年10月・大空社刊)の第二巻と第三巻に収められた1882年以降1901年までの福沢に関する論説107編に、『帝室論』と『尊王論』を批評したものはない。要するに、社説抜き刷りとして出版された両書は、出版された1882年や1888年の同時代人にさえも、ほとんど読まれていなかったらしいのだ。「福沢の帝室に関する二大論説として世の注目するところとなり」という富田の言明は、石河の話をもそのまま鵜呑みにして書かれたものだったのではなかろうか。

今日では福沢に『尊王論』があることは知られている。その理由は、第2次世界大戦後の福沢批判者たちが、福沢の「転向」を証する著作として、そのタイトルを積極的に紹介したからである。彼らの批判の元となっている記述は、『福沢論吉伝』第3巻第34編「時事新報」第2「帝室論と尊王論」にある。

我皇室を政治社外の高所に仰ぎ、飽くまでも其尊嚴神聖を維持し、日本国民をして子孫後世に至るまで廣大無辺の聖徳に依頼奉らしめんとするは、先生の持論であつて、「帝室論」並に「尊王論」の所説は専ら此精神から発したものである。(162頁)

これだけを読むと、まるで1880年代以降の福沢の尊王思想を誰もが知っているかのような書きぶりであるが、1932年当時の多くの読者にとって、『帝室論』と『尊王論』は福沢の著作として初めて聞くタイトルであったはずだ。読者にはいぶかしく感じられるであろうことを先取りしてか、石河は畳みかけるように次のように続ける。

帝室の尊嚴神聖を維持するため、政治上の問題に付、苟めにも帝室を煩はし奉るべからずとの一義に就ては、官民共に慎重なる注意を欠き、現に国会開設の後に至りても、

誰が『尊王論』を書いたのか？

政府の当局者は議会の反対に対して一再ならず詔勅を奏請し、又一方の議会に於ても帝室に向つて政府弾劾の上奏を企つるなど、往々不謹慎の態度に出づることもあつたので、先生は其度毎に「時事新報」に於て大に其不心得を戒められた。(162頁)

すなわち、一般に『尊王論』での主張が十分に伝わらなかつたため、福沢は、帝室の尊厳神聖を冒すような議会や政府の動きがあつた場合には、同様の主張をその都度『時事新報』の社説に書いた、とのことだが、その内容にあてはまる論説は大正版には採録されていない。

そこで範囲を昭和版にまで広げると、政府当局からの詔勅の奏請とは、「勅命を煩はすなかれ」(1891年4月29日)、議会の政府弾劾の上奏については、「上奏不可」(1893年1月20日)、「上奏案に対する伊藤総理の演説」(1893年2月8日)、「勅命を煩はし奉る可らず」(1893年3月25日)などが散見される。いずれも石河が執筆したものである。

もとより帝室を政治社外に置くべきだ、というのは福沢の持論であるとはいえ、それらの社説をとくに石河に書かせたのかどうかは判然としない。1891年から93年にかけての書簡に、詔勅が政治利用されることへの懸念が表明されているものはないようである。

たとえば、第4議会において衆議院から内閣弾劾上奏案が出されたのは1893年1月23日であつた。その動きを牽制するためか、「上奏不可」は提案3日前に掲載されているのであるが、未だ停会中であつた2月2日付中村貞吉宛書簡(1748)には、「国会は十五日(間)停会、御蔭を以て新聞社はらくに相成候。七日より再会、如何可相成哉、元老内閣も頓と役に立たず、気の毒なる事に候。商売社会の変動、相場所の大合戦、中々賑やかなる事なり」(『書簡集』第7巻223頁)、とあつて、その原因となつた政府弾劾上奏案についてまったく触れていないのである。言及されていないからといって関心がなかつたという証拠にはならないのだが、書簡の記述からは、伝記にある石河の言葉を裏付けることはできないのである。

今までは、石河による『福沢論吉伝』の記述と昭和版『続福沢全集』所収の論説、さらにそれらの確実性を保証する富田の現行版『福沢論吉全集』「後記」での解説を正しいものとしていたから、『尊王論』後の署名著作や書簡に、〈帝室の尊厳神聖〉について触れたものが見あたらないことにかつにも気づかなかつたのである。

福沢自身にとってさほど重要な問題ではなかつたらしい、〈帝室の尊厳神聖〉を主題とする『尊王論』を、なぜわざわざ出版したのか、については、拙著にも書いた、

「石河を懐柔するため」という理由が、事態の進展から見てやはりもっとも有力であると思う。その場合、先にも触れたように、1888年10月23日に福沢と石河・渡辺の間にあった「多少之論談」とは何かが焦点となるが、そのことについてはまた後に述べる。

ここで問題となるのは、『尊王論』の奥付にある日付である。富田によれば、そこには「明治二十一年十月二十二日刷成（改行）明治二十一年十月二十三日出版」（現行版『全集』第6巻593頁）とあるという。石河との和解が10月23日なら、同じ日に出版されているのはおかしい。本当にその日に出版されたのなら、準備はそれより前に始まっていなければならない。出版があらかじめ決まっていたとしたら、石河懐柔のための奥の手にはなりえない。

そこで『時事新報』の紙面にあたってみると、『尊王論』の広告は10月中にはなく、11月13日から11月25日までの、11月23日を除く12日間掲載されていることが分かった。出版が10月23日であったとしたら、20日も経ってから広告を載せたことになる。これは奥付に過去の日付が印刷されていた、ということの意味するのではなからうか。

さて、10月29日に書いた石河を慰撫する書簡（1326）後の福沢の頭の中は、帰国する2人の息子たちのことで一杯である。10月31日付益田英次宛書簡（1327）から12月21日付黒川正宛書簡（1354）まで、福沢兄弟に触れていない手紙はほとんどない。

一太郎・捨次郎は、石河をねぎらう手紙が書かれて4日後の11月2日午前6時に神戸港に到着し、慶応義塾同窓会の歓迎を受けた。中上川は神戸に本社があった山陽鉄道の経営に携わっていたので、そこで彼らを出迎え、2人の様子を電報で福沢に伝えた。3日早朝に神戸を出航した船は、4日午前11時に福沢らが待ち受ける横浜港に着いた。横浜停車場（現在の桜木町駅）12時15分発の鉄道に乗った一行が品川停車場に到着したのは、午後1時のことであった。

大切な長男と次男が5年半もの海外留学を終えて無事帰国したからとはいえ、それから1ヶ月ほどの間の福沢のはしゃぎぶりは相当なものである。ニューヨークに駐在していた森村豊ら3人の弟子たちに宛てた11月6日付書簡（1331）には、「離居六年、父母四男五女一孫、久々之談笑、誠に悦はしく存候」（『書簡集』第6巻68頁）とある。

また、11月26日付福沢桃介宛書簡（1347）には、「一太郎捨次郎帰朝に付、本月十二日塾の運動場にて学生の数凡千百名計り、青天井にテーブルを並べて酒肴を供し、又昨二十五日には拙者の旧友並に旧塾生の先輩凡男女五百名ばかりを招待し園遊会を催し、丁度最上の天気にて一同歓を尽し退散致し（候）。委細は新聞紙上にあるべし」

誰が『尊王論』を書いたのか？

(80頁)とあって、本来は私事たるその園遊会について、その日の紙面で大々的な報道がなされている。

この園遊会が何を目的としていたかは、もはや明らかであろう。帰朝した時、一太郎は26歳、捨次郎は24歳であった。要は後継者のお披露目である。出席者の主たる関心は、長男・次男のどちらが時事新報社を引き継ぐのか、ということであったのではなかろうか。

福沢の考えとしては、時事新報社を一太郎に継がせ、MITで土木工学を学んできた捨次郎には鉄道関係の仕事に携わることを望んでいたようだ。実際にも一太郎は翌89年2月に正式に時事新報社に入社し、捨次郎は同年6月に中上川のいる神戸の山陽鉄道に入っている。この時点で新聞社の後継は一太郎で決まり、と誰もが思ったはずである。

このような後の経過に注意しつつ、福沢兄弟帰国直前の88年10月23日になされた「多少之論談」についても一度考えてみるなら、事態の收拾は、『尊王論』の刊行というその場限りの弥縫策によってのみ図られたのではなく、それをシンボルとする、より大きな取り決めによってなされたという推測が成り立つのである。

先に引いた書簡を読むと、石河・渡辺の要求について、福沢が決して譲れない点と、譲ってもよいと考えていた点があることが分かる。まず譲れないのは、(1)『時事新報』を大衆新聞化すること、(2)総編集伊藤欽亮を罷免すること、(3)石河・渡辺のいずれかを正式な主筆とすること、の3点である。譲ってもよいと考えていたのは、(1)社説記者の意見を尊重すること、(2)社説記者の待遇を引き上げること、(3)福沢兄弟の帰国によっても、それまで働いてきた社説記者を排除したりはしないと確約すること、の3点である。10月22日付書簡(V)にある、「老生唯今之考には、渡石輩をして騎虎の勢に至らしめず、程好く、まのわるくないやうに致す積り」、とはおおよそこれくらいのことと考えるのが妥当であろう。

石河は福沢の提案を受け入れ、渡辺はおそらく帰順しなかった。そこで福沢は褒美として石河が下書きを担当した『尊王論』の刊行を許し、完成後、その上製本を作って石河に贈った、というのが私の推測である。10月23日が出版日として選ばれたのは、和解が成立した日という意味が込められてたのではなかろうか。

なお、この上製本が、「献上でもするために特別に製本したものであるかも知れない」(現行版『全集』第6巻594頁)というのは富田の解釈にすぎない。したがって、安川の「それ(『尊王論』)を豪華上製本にまで仕立てて「人の上の人」に献上した」という言明には何らの根拠もないのである。

思想信条が異なり、つまらない文章しか書けない石河といえども、福沢にはもう1つ、相当な譲歩をしてでも留まってもらわねばならない理由があった。それは、石河を排除すると後継に据えようとしている一太郎の後見役がいなくなってしまう、ということであった。10月23日の論談において、石河は、帰国する福沢兄弟のいずれが新聞社を継ぐにせよ、万難を排してその子息を守護する任を果たすつもりである、という約束をしたのではなかろうか。これは推測ではあるが相当の蓋然性がある。

石河はクーデタ騒動で総編集伊藤の排斥を試みたのである。矛を収めたとして人間の感情として伊藤の面白かろうはずもない。石河は自らの身を守るためにも、一太郎を掌中の珠とする必要があった。そして、福沢としても石河が息子の守護者であるかぎり、石河の増長に目を瞑るようになったのではないか。実際にも、1888年10月22日の書簡を最後に、石河を貶すような手紙は書かれなくなるのである。

結局新聞社の後継は紆余曲折の末次男の捨次郎に決まり、1896年の末には伊藤も編集部を辞めることになるが、それはまた別の物語である。捨次郎の社長就任によって一太郎は新聞社から慶応義塾へと移るのであるが、それまでに石河から受けた親切を生涯忘れなかったようである。富田は『福沢諭吉伝』の巻末に付せられた「本書の編纂に就て」において次のように述べている。

独り終始一貫筆硯を以て福沢先生の座右に侍し其人格思想に親炙薫染したのは、実に本書の著者石河幹明その人であつて、曾て先生の長男、現慶応義塾社頭、福沢一太郎氏は、或席上に於て、「其思想文章ともに父の衣鉢を伝ふるものは独り石河氏あるのみにして、文に於て氏を見ること猶ほ父のごとし」といはれたことがあると聞いた。
(第4巻836頁)

福沢兄弟が、自分たちの帰国直前に時事新報社内で行ったクーデタ騒動について、知らなかったはずはない。とはいえ彼らにとって石河が好都合であったのは、社説にかんして石河の自由裁量を認める限り、けっして彼らの地位を脅かすことはなく、かえって自分たちを守ってくれる、というその性格についてではなかったろうか。

おわりに

福沢の思想としてとらえる場合、『尊王論』(1888年10月)はほんとうに取るに足ら

誰が『尊王論』を書いたのか？

ない著作である。内容的に『帝室論』(1882年5月)と矛盾するわけではないので、いわゆる転向などとは無縁ではあるものの、内容が平凡すぎて、要するにつまらない。最初に読んだときには、福沢も衰えたものだ、という印象をもったものである。

ところが、不思議なことに『尊王論』より後に書かれた著作ではまた面白くなるのである。4年ほど後の『国会の前途・国会難局の由来・治安小言・地租論』(1892年6月)や『実業論』(1893年5月)の出来映えもなかなかのものだ。それどころか、還暦を過ぎてからの『福翁百話』(1897年7月)や『福翁自伝』(1899年6月)にいたって、その面白さにさらに磨きがかかるほどなのである。つまり、福沢の署名著作を概観してみて、『尊王論』の出来が際だって悪い、というのは、あながち的はずれな見解ではないように思う。

そこで、明治中期という時代にあって、皇室について論ずることに注意を要しなければならなくなったからではないか、とも考えたが、<天皇やくざの大親分説>が当局の忌諱に触れていないところを見れば、その点についてもそれほど気にする必要はなかったらしい。つまらない、と感じられた要因は、まさにその中身にあったのである。

拙著『福沢諭吉の真実』を書くにあたって調べてみて、この著作の下書きを石河が担当したことに確信をもった。本稿の前半部では、新書では割愛せざるをえなかったその考証を、より詳しく述べることができた。つまらないのは石河の文章がそうだからだ、ということになるが、もとよりそれだけでは不十分である。なぜそれを福沢は自分の名前で出版したのか、という問題が依然として残るからである。

社説欄に掲載された後に福沢名義で出版された著作のうち、下書きが福沢以外の人物の手になるものは、『尊王論』だけのようである。社説記者が書いた長編論説はほかにもあるが、それらは刊行されていない。なぜ、『尊王論』だけが出版されたのか、という当然の疑問に答えようとしたのが本稿の後半部である。あくまで推測に留まるが、時事新報社の内部事情により、石河の望みを福沢としても受け入れざるをえなかったから、というのがその結論である。

石河自身は、『尊王論』の下書きを自分が担当したということを、決して明かそうとはしなかった。はっきりしているのは、彼が、1888年10月の刊行から現代に至るまで、『尊王論』を積極的に評価したほとんど唯一の人物である、ということだけなのである。

文献目録

- 石河幹明 『福沢諭吉伝』全4巻、岩波書店刊、1932年7月完結。
- 慶応義塾（編）『福沢先生哀悼録』慶応義塾刊、1901年5月。みすず書房復刻、1987年3月。
- 時事新報社 『時事新報』、株式会社ニチマイ制作マイクロフィルム。
- 平山 洋 『時局的思想家福沢諭吉の誕生－伝記作家石河幹明の策略』未刊行、2003年4月。
website「平山洋氏の仕事」
<http://blechmusik.xrea.jp/labs/hirayama/>
- 平山 洋 『福沢諭吉の真実』文藝春秋社刊、2004年8月。
- 福沢諭吉 『帝室論』時事新報社刊、1882年5月。『福沢諭吉全集』第5巻所収。
- 福沢諭吉 『尊王論』集成社刊、1888年10月。『福沢諭吉全集』第6巻所収。
- 福沢諭吉 『福翁百余話』時事新報社刊、1901年4月。『福沢諭吉全集』第6巻所収。
- 福沢諭吉 『帝室論尊王論』時事新報社刊、1911年2月。
- 福沢諭吉 『続福沢全集』全7巻、岩波書店刊、1934年7月完結。
- 福沢諭吉 『福沢諭吉全集』全21巻、岩波書店刊、1964年2月完結。
- 福沢諭吉 『福沢諭吉書簡集』全9巻、岩波書店刊、2003年1月完結。
- 丸山信（編）『福沢諭吉研究資料集成同時代編』全4巻、大空社刊、1998年10月。
- 安川寿之輔 『福沢諭吉のアジア認識－日本近代史像をとらえ返す』高文研刊、2000年12月。
- 安川寿之輔 『福沢諭吉の戦争論と天皇制論－新たな福沢美化論を批判する』高文研刊、2006年7月。